

# 山口県報

平成21年  
11月13日  
(金曜日)

## 目次

告示	一
平成十九年度地籍調査事業計画に関する告示の一部改正(地域政策課)	一
平成二十年度地籍調査事業計画に関する告示の一部改正(地域政策課)	一
土地改良区定款変更の認可(農村整備課)	一
土地改良事業計画変更の認可(農村整備課)	一
保安林予定森林(長門市)(森林整備課)	二
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(都市計画課)	二
公告	三
土地改良区清算人の届出(農村整備課)	三
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(三件)(商政課)	三
開発行為に関する工事了(建築指導課)	四
選管告示	四
政治団体の名称等	四
政治団体の異動事項	五
解散等に係る政治団体の名称等	五
政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称等	五
公安委告示	五
銃砲刀剣類所持等取締法第五条の三第一項の講習会の開催	五
雑報	六
争議行為の通知	六

### 山口県告示第四百十九号

平成十九年度地籍調査事業計画に関する告示(平成十九年山口県告示第二百三十五号)の一部を次のように改正する。

平成二十一年十一月十三日

山口県知事 二井 関成

二 調査地域中「大字小野田」の下に、「大字西沖」を加える。

### 山口県告示第四百二十号

平成二十年度地籍調査事業計画に関する告示(平成二十年山口県告示第二百四号)の一部を次のように改正する。

平成二十一年十一月十三日

山口県知事 二井 関成

二 調査地域中「大字小野田」の下に、「大字西沖」を加える。

### 山口県告示第四百二十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十一年十一月十三日

山口県知事 二井 関成

土地改良区の名称

認可年月日

峰市土地改良区 平成二一、一一、二

### 山口県告示第四百二十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、土地改良区の土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。



定する特定建設業の許可（ほ装工事業に係るものに限る。）を受けていること。  
3 出資比率が三十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成二十一年十一月十二日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）のほ装工事の数値が九百以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値のほ装工事の数値が八百五十以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口土木建築事務所 山口市神田町六番一〇号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十一年十一月十六日から同年十二月七日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十一年十二月十八日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口土木建築事務所（電話〇八三一九二二一〇七〇）にすること。



(三四六) 土地改良区の清算人の氏名及び住所の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり清算人の氏名及び住所の届出がありました。

平成二十一年十一月十三日

山口県知事 二井 関成

退任した清算人

土地改良区の名称

氏名

住所

所

大津郡三隅町三隅土地改良区

田中 芳人 長門市三隅上四六四七

〃

蔵本 和夫 〃 三〇九九

〃

堀 祐治 〃 三隅下一四

〃

松野 修治 〃 一九九三の二

〃

熊野 勇 〃 三隅中一二四四

〃

藤田 孝雄 〃 三隅下二九五五

〃

森清 和夫 〃 三隅上三三三九

〃

的場 一義 〃 三隅下九五五

〃

竹林 秀男 〃 三隅中五八三

(三四七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成二十一年六月十六日山口県公告（二〇一）に係る大規模小売店舗について次のとおり山陽小野田市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十一年十一月十三日から同年十二月十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市環境経済部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年十一月十三日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 コープ小野田店  
所在地 山陽小野田市日の出町二丁目四番一号
- 二 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。

(三四八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十一年六月十六日山口県公告(二〇三)に係る大規模小売店舗について次のとおり山陽小野田市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十一年十一月十三日から同年十二月十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市環境経済部商工労働課において公衆の縦覧に供します。  
平成二十一年十一月十三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 コープ小野田店  
所在地 山陽小野田市日の出町二丁目四番一号
- 二 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。

(三四九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十一年六月二十六日山口県公告(二〇八)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十一年十一月十三日から同年十二月十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。  
平成二十一年十一月十三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 宇部北琴芝複合店舗

- 所在地 宇部市北琴芝二丁目五六九の一
- 二 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。

(三五〇) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十一年十一月十三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称  
岩国市周東町下久原字下千足、字山能免及び字時沢
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
兵庫県姫路市北条口四丁目四番地  
マックスバリュ西日本株式会社



山口県選挙管理委員会告示第九十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定による届出があつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十一年十一月十三日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	仕たる事務所の所在地	その他の事項	届出(年月日)
明日の山口を創造する会	守田 千浪	今澄 昭雄	山口市大内矢田193の1		平成21、10、6
下土井進後援会	森田 幹男	下土井 進	柳井市余田3012の1		" " 2
西中忍後援会	林 理一郎	西中 浪江	萩市大字橋東281の7		" " "

異動する山口を創る会	小澤 克介	橋梨 博一	山口市駅通り2丁目3番23号	"	"	5
------------	-------	-------	----------------	---	---	---

**山口県選挙管理委員会告示第百号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七十条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十一年十一月十三日

山口県選挙管理委員会 会長 上野 正昭

政治団体の名称	異動事項	異動内容		備考 (年月日)
		新	旧	
自由民主党由宇支部	代表者	村田 昭輔	中植 勇	平成21、10、28
	会計責任者	森重 正憲	村田 昭輔	
くわはら博後援会	事務所	下関市山の田東町2番32号	下関市武久町1丁目2番1号	"
	会計責任者	米屋はるみ	鶴岡 唯美	"
斉藤昌後援会	会計責任者	待田 広行	谷 正己	"
坂ノ井徳後援会	代表者	藤井 玲子	波多野 徹	"
田中進後援会	会計責任者	吉屋 康男	門脇 博	" 2
	事務所	山口市旭通り1丁目9番30号	周南市大字須々方奥289の9	
中尾文昭後援会	会計責任者	藤上 博之	松村 正剛	" 7
西島孝一後援会	代表者	俵 吉郎	藤原 優児	" 26
松林正俊後援会	事務所	長門市東深川969の9	長門市東深川924の2	" 13
村田純一後援会	"	山口市小郡上郷2586の13	山口市小郡上郷1649の2	" 5

**山口県選挙管理委員会告示第百二号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十一年十一月十三日

山口県選挙管理委員会 会長 上野 正昭

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
正村昌三後援会	正村 昌三	正村 幸子	山陽小野田市大字小野田5199の17	平成21、10、20

**山口県選挙管理委員会告示第百三号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があった団体は、次のとおりである。

平成二十一年十一月十三日

山口県選挙管理委員会 会長 上野 正昭

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体			備考 (資金管理団体でなくなくなった旨の届出年月日)
		名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	
正村 昌三	山陽小野田市議会議員	正村昌三後援会	山陽小野田市大字小野田5199の17	正村 昌三	平成21、10、20



**山口県公安委員会告示第六十号**

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和二十三年法律第六号）以下「法」といふ。）第六十条の三第一項の規定により、講習会を次のとおり開催する。

<p>平成三三、 一、二二 午後一時 二、二五 三、 四、三二 五、二七</p>	<p>平成三三、 二、四八 午後一時 三、 四、一〇 五、八五 六、 七、 八、 九、 一〇、 一一、</p>	<p>開催の日時</p>		<p>山口県岩国警察署岩国西幹部交番</p>	<p>開催の場所</p>
<p>(一) 経験者講習会</p>	<p>平成三三、 二、一八 午前二時 三、 四、一五 五、 六、一七 七、 八、 九、 一〇、 一一、 一二、 一三、 一四、 一五、 一六、 一七、 一八、 一九、 二〇、 二一、 二二、 二三、 二四、 二五、 二六、 二七、 二八、 二九、 三〇、 三一、 三二、 三三、</p>	<p>開催の日時</p>		<p>山口県警察本部</p>	<p>開催の場所</p>

平成二十一年十一月十三日

山口県公安委員会

一 講習会の受講対象者

(一) 初心者講習会

法第四条第一項第一号の規定による許可を受けようとする者

(二) 経験者講習会

法第七条の三第二項の規定による許可の更新を受けようとする者

二 講習会開催の日時及び場所

(一) 初心者講習会

<p>平成三三、 一、二二 午後一時 二、 三、 四、 五、 六、 七、 八、 九、 一〇、 一一、 一二、 一三、 一四、 一五、 一六、 一七、 一八、 一九、 二〇、 二一、 二二、 二三、 二四、 二五、 二六、 二七、 二八、 二九、 三〇、 三一、 三二、 三三、</p>	<p>山口県警察本部</p>
<p>山口県長府警察署</p>	<p>山口県警察本部</p>

争議行為の通知

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、山口赤十字病院労働組合から、次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。

平成二十一年十一月十三日

山口県知事 二井 関成

一 事件

(一) 年末一時金の要求に関する件

(二) 諸手当の改善の要求に関する件

(三) 労働条件の改善の要求に関する件

(四) 増員の要求に関する件

二 日時

平成二十一年十一月十五日以降本問題の解決に至るまでの期間

三 場所

総合病院山口赤十字病院において山口赤十字病院労働組合に所属する組合員が従事

四 する全職場  
概要  
あらゆる形の争議行為を実施する。

---

平成二十一年十一月十三日印刷

発行人所

山口県知事庁